

# 清和大学オープンアクセス方針

令和7年10月9日  
教授会承認

## (趣旨)

- 1 清和大学は、本学に在籍する教員（以下「教員」という。）によって得られた研究成果を広く学内外を問わず公開することにより、学術研究のさらなる発展に寄与するとともに、その成果を社会に還元し、地域および国際社会の持続的発展に貢献することを目的として、オープンアクセスに関する方針を以下のように定めるものとする。

## (研究成果の公開)

- 2 本学は、出版社、学会、学内法学会等が発行する学術雑誌等に掲載された教員の研究成果（以下「研究成果」という。）を、「清和大学学術リポジトリ」（以下「リポジトリ」という。）によって公開する。ただし、研究成果の著作権は、本学には移転しない。

## (適用の例外)

- 3 著作権等の理由でリポジトリによる公開が不適切であるとの申出が教員からあった場合、本学は当該研究成果を公開しない。

## (適用の不遡及)

- 4 本方針施行以前に出版された研究成果や、本方針施行以前に本方針と相反する契約を締結した研究成果には、本方針は適用されない。

## (研究成果の提供)

- 5 教員は、研究成果について、できるだけ速やかにリポジトリ登録が許諾される適切な版を、共著者の同意を得た上で、本学に提供する。リポジトリへの登録、公開等リポジトリに関する事項は、「清和大学学術リポジトリ運用指針」に基づき取り扱う。

## (その他)

- 6 本方針に定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。